

削りぶし品質表示基準

制 定	平成12年12月19日農林水産省告示第1659号
改 正	平成13年 8月24日農林水産省告示第1122号
改 正	平成15年10月29日農林水産省告示第1765号
改 正	平成16年10月 7日農林水産省告示第1821号
改 正	平成19年11月 6日農林水産省告示第1371号
改 正	平成20年 1月31日農林水産省告示第 127号
最終改正	平成20年 8月 6日農林水産省告示第1273号

(趣旨)

第1条 削りぶし（業務用加工食品（加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）第2条に規定する業務用加工食品をいう。以下同じ。）を除き、容器に入れ、又は包装されたものに限る。）及びかつおのふしのみを削ったもの又はこれとかつおのかれぶしを削ったものを混合したもの（以下「かつお削りぶし」という。）の用に供する業務用加工食品の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
削りぶし	次に掲げるものをいう。 1 かつお、さば、まぐろ等の魚類について、その頭、内臓等を除去し、煮熟によってたん白質を凝固させた後冷却し、水分が26%以下になるようにくん乾したもの（以下「ふし」という。）又はふし（かつおにあっては、表面を削ったもの）に2番かび以上のかび付けをしたもの（以下「かれぶし」という。）を削ったもの 2 いわし、あじ等の魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後乾燥したもの（以下「煮干し」という。）又はこれらの魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したもの（以下「圧搾煮干し」という。）を削ったもの 3 1及び2を混合したもの
薄 削り	削りぶしのうち厚さ0.2mm以下の片状に削ったものをいう。
厚 削り	削りぶしのうち厚さ0.2mmを超える片状に削ったものをいう。
糸 削り	削りぶしのうち糸状又はひも状に削ったものをいう。
砕 片	薄削りを破砕したものをいう。
削り粉	削りぶしのうち日本工業規格Z 8801-1（2006）に規定する目開き2mmの試験用ふるいを通過するものをいう。

(削りぶしの義務表示事項)

第3条 気密性のある容器に入れ、かつ、不活性ガスを充てんしたもの（以下「パック品」という。）にあっては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）がその容器又は包装に表示すべき事項は、同項及び同条第6項に規定するもののほか、密封の方法とする。

2 圧搾煮干しを10%以上配合したものにあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、圧搾煮干し配合率とする。

(削りぶしの表示の方法)

第4条 名称、原材料名、密封の方法、圧搾煮干し配合率及び内容量の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

- ア 1種類の魚類のかれぶしのみを使用したものにあつては、「○○かれぶし削りぶし」又は「○○かれぶし削り」と記載し、「○○」には「まぐろ」、「かつお」等のかれぶしに使用した魚類の名称を記載すること。
- イ 1種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものにあつては、「○○削りぶし」と記載し、「○○」には「かつお」、「そだがつお」、「いわし」等のふし、煮干し又は圧搾煮干しに使用した魚類の名称を記載すること。ただし、かつおのふしのみを削ったものにあつては、「花かつお」と記載することができる。
- ウ 1種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものとかれぶしを削ったものを混合したのものにあつては、「○○削りぶし」と記載し、「○○」には「かつお」、「いわし」等のふし、煮干し又は圧搾煮干しに使用した魚類の名称を記載すること。
- エ 2種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものにあつては、「混合削りぶし」と記載すること。
- オ 削りぶしにあつては、アからエまでに規定する表示の文字の次に、括弧を付して、薄削りにあつては「薄削り」と、厚削りにあつては「厚削り」と、糸削りにあつては「糸削り」と、碎片にあつては「碎片」と、削り粉が25%以上含まれるもの（削り粉のみのもを除く。）にあつては「粉末混合」と、削り粉のみのもにあつては「粉末」と記載すること。ただし、「薄削り」の文字及びこれに付す括弧並びに5g以下の容器に詰めたものにおける「碎片」の文字及びこれに付す括弧は省略することができる。
- カ オの規定にかかわらず、外観から内容物の形状が容易に確認できるものにあつては、「厚削り」、「糸削り」、「碎片」及び「粉末」の文字並びにこれらに付す括弧は省略することができる。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次のアからウまでに規定するところにより記載すること。

- ア 「かつおのふし」、「さばのかれぶし」、「あじの煮干し」、「さばの圧搾煮干し」等と、魚種名に「ふし」、「かれぶし」、「煮干し」又は「圧搾煮干し」の文字を併記した名称をもって記載すること。ただし、むろあじのみを使用した場合は、「あじ」を「むろあじ」と記載することができる。
- イ 輸入品以外のかつお削りぶしにあつては、かつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては、国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することができる。
- ウ イの原産地を2以上記載する場合には、原材料に占める重量の割合の多い原産地の順に記載すること。

(3) 密封の方法

「不活性ガス充てん、気密容器入り」と記載すること。ただし、「不活性ガス」については、その固有の名称で記載することができる。

(4) 圧搾煮干し配合率

実配合率を下回らない10の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して記載すること。

(5) 内容量

2個以上が同一の容器に入れられ、又は同一の包装をされたものにあつては、加工食品品質表示基準第4条第1項第3号に規定するもののほか、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「○g×△袋」等と記載すること。

- 2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「義務表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、密封の方法、圧搾煮干し配合率、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。

（かつお削りぶしの用に供する業務用加工食品の表示の方法）

第5条 製造業者等は、輸入品以外のかつお削りぶしの用に供する業務用加工食品のかつおのふしの原産地について、次に定めるところにより表示しなければならない。

ア かつおのふし等の文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては、国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することができる。

イ アの原産地を2以上記載する場合には、原材料に占める重量の割合の多い原産地の順がわかるように記載すること。

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第6条 削りぶしについて、製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305(1962)に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、第4条第1項第1号に規定する名称の用語を表示しなければならない。ただし、商品名にこれらの用語を使用している場合又は2種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものであって商品名に使用したすべての魚類の名称を使用している場合は、この限りでない。

(表示禁止事項)

第7条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) パック品以外のものに表示する「パック」その他これと紛らわしい用語
- (2) 2種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものにあつては、一部の魚類の名称を特に表示する用語
- (3) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

附 則(平成12年12月19日農林水産省告示第1659号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年8月24日農林水産省告示第1122号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成14年5月31日以前に製造、加工又は輸入される削りぶしの品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

附 則(平成15年10月29日農林水産省告示第1765号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日以前に製造され、加工され、又は輸入された削りぶしの品質に関する表示については、この告示による改正前の削りぶし品質表示基準の規定の例によることができる。
- 3 この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入される削りぶしの品質に関する表示については、この告示による改正前の削りぶし品質表示基準の規定の例によることができる。

附 則(平成16年10月7日農林水産省告示第1821号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年11月6日農林水産省告示第1371号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年1月31日農林水産省告示第127号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月6日農林水産省告示第1273号)

平成21年9月4日以前に製造され、加工され、又は輸入される削りぶし及びかつお削りぶしの用に供する業務用加工食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の削りぶし品質表示基準の規定の例によることができる。

(最終改正の施行期日)

平成20年8月6日農林水産省告示第1273号については、平成20年9月5日から施行する。